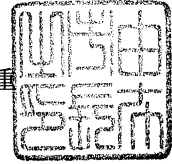


由布市公告第27号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び由布市契約事務規則（平成17年規則第51号）第27条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 5 月 19 日

由布市長 相馬 尊 重



本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。

電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか由布市電子入札運用基準による。

第1 競争入札に付する事項

1	工事名	令和8年度 石城小学校大規模改造（電気設備）工事
2	工事場所	大分県由布市挾間町来鉢31番地1
3	工期	本契約締結日の翌日から 令和 9 年 3 月 26 日 まで
4	工事概要	電気工事 既存校舎（鉄筋コンクリート造3階建て）改修工 及び鉄骨造1階建て増築工 に係る電気設備工事 一式 ※詳細は設計図書を参照のこと。
5	予定価格	¥ 61,512,000 —（消費税及び地方消費税を含む。） ¥ 55,920,000 —（消費税及び地方消費税を除く。）
6	最低制限価格	有

第2 競争参加資格

本案件については、次の1及び2の要件を満たす者に限り入札参加を認める。

1 企業

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

	区分	要件	備考
(1)	資格業種	電気工事 の資格認定を受けていること。	由布市の『令和８年度 競争入札参加有資格者名簿』に登録されていること。 由布市建設工事請負契約の競争入札参加者資格等に関する規程（平成１７年告示第２号）による資格認定 格付けについては、大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和３９年大分県告示第４８１号）による格付けによる。
(2)	等級	A等級に格付けされていること。	
(3)	許可区分	特定建設業の許可を有すること。	建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項第１号又は第２号
(4)	建設業法に基づく本店等の所在地	大分県内に本店があること。	
(5)	総合評価値（P点）	<u>800点以上</u>	建設業法第２７条の２の９の規定に基づく総合評価値通知書のうち、電気工事に係るもの。 <u>ただし、審査基準日を令和６年１０月１日～令和７年９月３０日の間とする総合評価値通知書によるものとする。</u>
(6)	平均完成工事高、施工実績	設定しない。	建設業法第２７条の２の９の規定に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書のうち、電気工事の業種に係る平均完成工事高 <u>ただし、審査基準日を令和６年１０月１日から令和７年９月３０日までの間とする経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書によるものとする。</u>
(7)	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。	
(8)	指名停止の有無	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても、由布市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加資格者の指名停止等措置要綱（平成１７年告示第４号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。	
(9)	不渡りの有無	開札予定日以前３箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。	
(10)	倒産手続等の有無	破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条第１項若しくは第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。	

2 配置予定技術者

次に掲げる要件をすべて満たす監理（主任）技術者を専任で配置できること。

	区分	要件
(1)	国家資格等	建設業法第26条に規定される上記1の(1)の資格業種に係る技術者の資格を有する者であること。
(2)	監理技術者資格等	当該工事において、下請契約の額が建設業法第3条第1項第2号及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第2条に規定された金額の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
(3)	雇用関係	開札予定日以前3箇月以上前に雇用された者であること。

第3 入札手続等

1	担当課	郵便番号879-5498 由布市庄内町柿原302番地 由布市契約施設整備課（本館2階） 電話097-529-5876（内線）1253 阿部、芝崎	
2	公告内容の交付期間等	(1) 交付期間	令和8年5月19日（火）から 令和8年6月12日（金）まで の開庁日の午前9時から午後5時まで
		(2) 交付場所	由布市契約施設整備課（本館2階）
		(3) 交付方法	交付については、インターネットにて行う。
		大分県共同利用型入札情報サービスシステム https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI_MENU	
3	設計図書等の閲覧期間等	(1) 閲覧期間	令和8年5月19日（火）から 令和8年6月12日（金）まで の開庁日の午前9時から午後5時まで
		(2) 閲覧方法	大分県共同利用型電子入札システムにおける設計図書等閲覧によるものとする。
		大分県共同利用型電子入札システム https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Acceptor/index.jsp	
4	設計図書等の複写	大分県共同利用型電子入札システムにて設計図書が確認できない場合は、設計図書（PDF）を配布するので、閲覧期間中に上記1の担当課へ新品のCD-Rを1枚持参して申し出ること。	
5	設計図書等の質疑応答等	(1) 提出期間	令和8年5月20日（水）から 令和8年6月8日（月）まで の開庁日の午前9時から午後5時まで

		(2) 提出場所	郵便番号 879-5498 由布市庄内町柿原 302 番地 由布市契約施設整備課（本館 2 階） 電 話 097-529-5876（内線）1255 池部、中野 FAX 097-582-3971
		(3) 提出方法	FAX または書面（様式自由）を持参すること。 なお FAX の場合は、必ず送信後到着確認を電話にて担当へ行うこと。
		(4) 回答書の 閲覧期間	質問書の提出を受けた日の翌々日から 令和 8 年 6 月 12 日（金）まで の開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
		(5) 回答書の 閲覧方法	大分県共同利用型電子入札システムにおける設計図書等閲覧によるものとする。
6	競争入札参加 資格確認申請 書及び競争参 加資格確認資 料（以下「申 請書等」とい う。）の提出 期間等	(1) 提出期間	令和 8 年 5 月 20 日（水）から 令和 8 年 6 月 9 日（火）まで の開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
		(2) 提出方法	原則、電子入札システムによるものとする。 <u>なお、提出するファイルは PDF 形式で保存されたものに限る。</u>
		(3) 提出書類	別紙、 <u>様式第 1 号（その 1）、様式第 2 号（その 1）、 様式第 4 号（その 1）を提出</u> すること。 なお <u>各様式記載の要領により作成、資料の添付を行うこと。</u>
		(4) 配置予定技 術者に係る 注意事項	・専任配置可能技術者を競争参加資格確認申請書の提出の際に『監理（主任）技術者の資格・工事経験等』様式第 4 号（その 1）により届け出るものとする。 ・複数の候補者 配置予定の技術者として複数の候補者がある場合は、様式第 4 号（その 1）により複数の候補者を届け出ることができるものとする。 ・重複の候補者 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合において、入札後に配置予定の技術者が配置できないこととなった場合は、開札予定日時までに第 3 の 1 の担当課に対し、その旨を記載した書面（様式自由）を提出すること。（この場合の入札は無効とする。）なお、開札後の書面の提出は受け付けない。 書面を提出することなく、落札（候補）者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合（傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除く）は、指名停止要綱に基づく指名停止を行う。 ・配置予定技術者の交代 工事にあたっては様式第 4 号（その 1）により提出した配置予定技術者を配置するものとし、当該配置予定技術者の交代については（傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除く）認めないものとする。
7	現場説明会	実施しない。	

8	入札保証金	免除とする。	
9	入札書及び入札金額内訳書の提出	(1) 提出期間	令和 8 年 6 月 10 日 (水) から 令和 8 年 6 月 12 日 (金) まで の開庁日の午前9時から午後5時まで
		(2) 提出方法	原則、電子入札システムによるものとする。 なお、入札金額内訳書については、 <u>提出するファイルは原則としてPDF形式で保存されたものに限る。</u>
		(3) 入札執行回数	原則として、初度のみの1回とする。
		(4) 入札金額内訳書の作成等	① 入札書の提出時に併せて、入札金額内訳書を提出すること。 ② <u>住所、商号又は名称、代表者氏名、捺印(電子入札システムにより提出する場合は不要とする。)、工事名、工事場所、工事価格(税抜)及び工事費計(税込)を必ず記載すること。</u> ③ この入札は、由布市建設工事入札金額内訳書取扱要領(平成27年告示第29号)を適用する。ただし、本公告内容にて公告している部分については本公告の内容にて取り扱う。 ④ 工事価格算出の際に、一括して値引きをしてはならない。ただし、工種別又は種目別内訳書内での値引き及び調整は可とする。 ⑤ 入札金額内訳書の様式は別紙のとおりとする。 ⑥ <u>直接工事費計欄、共通仮設費欄、現場管理費欄、一般管理費欄の合計が工事価格と必ず一致していること。</u> <u>一致していない場合は無効として取り扱う。</u> ⑦ 上記の内容を満たさない場合は、入札金額内訳書の提出がないものとみなす。 ⑧ 入札金額内訳書提出後の差替え、追加及び再提出は認めない。 ⑨ 入札金額内訳書の様式は記載内容(直接工事費欄、共通仮設費欄、現場管理費欄、一般管理費欄を記載すること)を満たしていれば任意の様式でも差し支えない。 この場合でも第3の9の(4)②の内容は必ず記載すること。
		(5) その他	① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ② 予定価格の事前公表を行う。 ③ この入札は、由布市最低制限価格運用要領(平成20年告示第99号)を適用する。

第4 開札

1	開札予定日時	令和 8 年 6 月 15 日 (月) 午後 1 時 30 分
2	開札場所	由布市庄内町柿原302番地 由布市役所本庁舎 市民ホール2階 2-1会議室
3	開札の立会い	由布市電子入札立会要領によるものとする。

第5 競争参加資格の事後審査及び落札決定

1	開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。
2	開札終了後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者の申請書等及び入札金額内訳書について審査し、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていると確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とするものとする。ただし、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続を行う。
3	上記2の審査により競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。 上記2により、落札者を決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表するものとする。
4	落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して2日(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。)以内に行うものとする。

第6 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

1	説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、第5の3の通知の日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。)以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を書面(様式自由)を持参して求めることができるものとする。 書面の提出場所は、第3の1の担当課とする。
2	回答	説明の請求に対する回答は、書面の提出があった日の翌日から起算して8日以内に書面により行う。

第7 契約保証金

1	契約者は、由布市契約事務規則第6条の規定により、契約金額の100分の10以上の次のいずれかの契約保証を付さなければならない。 (1) 契約保証金の納付 (2) 契約保証金に代わる担保となる利付き国債の提供 (3) 銀行等又は西日本建設業保証(株)の保証
2	次のいずれかに該当する場合においては、契約保証金が免除される。 (1) 契約者が保険会社との間に由布市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

第8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- 1 入札者としての資格のない者のした入札
- 2 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- 3 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- 4 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- 5 入札金額を訂正した入札
- 6 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札
- 7 電子入札にあっては、市長が指定する認証方法を用いない者のした入札
- 8 電子入札にあっては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
- 9 公告に示した競争参加資格のない者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- 10 申請書等を提出しなかった者のした入札
- 11 閲覧期間内に設計図書を閲覧していない者のした入札
- 12 予定価格を超える金額での入札
- 13 入札金額内訳書の提出がない又は内容に不備がある等、内訳書の審査基準に適さない者のした入札
- 14 申請書等、入札金額内訳書の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札
- 15 当該入札において談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定された場合（談合情報と落札候補者が一致している場合で、次の（１）から（４）のいずれかに該当する場合）は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。
 - （１） 落札予定金額（率）が入札結果と一致している場合
 - （２） すべての入札参加者が、入札結果と一致している場合
 - （３） 入札結果と落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は入札金額内訳書に不自然な事実がある場合
 - （４） その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合

第9 支払い条件

前払金	有
中間前払金	有
部分払	無

第10 その他

- 1 この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、由布市契約事務規則、由布市要件設定型一般競争入札実施要領（電子入札用）（平成21年告示第133号）、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- 2 本公告の工事請負契約の締結は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により定められた由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（平成17年10月1日条例第61号）第2条に規定する由布市議会の議決事項であり、当該入札の落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決を得た時本契約となるものである。なお、契約担当者は議会の議決が得られなかったことに伴う損害（仮契約の解除を含む。）が落札者に発生してもその損害賠償の責めを一切負わないものとする。

- 3 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- 4 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次の（１）又は（２）に該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- （１） 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。（指名停止要綱に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。）
- （２） 公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。（配置予定の技術者が要件を満たさなくなった場合は、第３の６の（４）による。）
- 5 契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、上記３の（１）又は（２）に該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うものとする。
この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- 6 契約担当者は、契約締結後において、契約者が上記３又は４に該当していた場合は、契約の解除を行なうことができるものとする。
- 7 落札候補者、落札者、仮契約者及び契約者は、入札後に上記３の（１）又は（２）に該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。
- 8 本工事に係る下請契約については、由布市内に本店を有している者を優先して活用するよう努めること。
- 9 本工事に係る燃料、工事材料等の納入契約を締結する場合には、納入契約の相手方を由布市内に本店を有する者のうちから選定するよう努めること。
- 10 当該入札に参加しようとした者の名称並びに、その者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。
- 11 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- 12 契約書の提出は、落札通知のあった日より起算し７日以内（土日、祝日は含まない）に由布市契約施設整備課へ提出すること。ただし、本案件については議会の議決を必要とする案件のため、上記によらず早期の提出を求める場合がある。
- 13 その他不明な点は、由布市契約施設整備課まで照会のこと。
由布市庄内町柿原３０２番地
由布市契約施設整備課（本館２階）
電話０９７－５２９－５８７６（内線）１２５３ （阿部、芝崎）